令和○○年（ケ）第○○○○号

債権者　○○○○株式会社

債務者　△　△　△　△

所有者　□　□　□　□

**書留郵便に付する送達の上申書**

地方裁判所　　　　　　　　　御中

令和○○年○○月○○日

債　 権　 者　○○○○株式会社

債権者代理人　○　○　○　○　印

（電話　○○－○○○○－○○○○）

上記当事者間の御庁令和○○年（ケ）第○○○○号担保不動産競売申立事件について、債務者△△△△及び所有者□□□□に対する競売開始決定正本の送達が、いずれも全戸不在との理由で不奏功となっていますが、別紙調査報告書記載のとおり、同人らの就業場所は判明せず、かつ、住所地における同人らの所在が確認できたので、同人らに対し、書留郵便に付する送達を実施されるよう上申します。

添　付　書　類

１ 報告書　　　　　　　１通

２ 住民票　　　　　　　２通

令和○○年（ケ）第○○○○号

債権者　○○○○株式会社

債務者　△ △ △ △

所有者　□ □ □ □

**報　　　告　　　書**

地方裁判所　　　　　　　　　御中

令和○○年○○月○○日

債　 権 　者　○○○○株式会社

債権者代理人　○　○　○　○　印

（電話　○○－○○○○－○○○○）

上記当事者間の御庁令和○○年（ケ）第○○○○号担保不動産競売申立事件について、債務者△△△△及び所有者□□□□の就業場所及び所在について調査したので、報告します。

１　債権者（○○○○株式会社）において把握していた両名の住所地は、住民票と同じく港区○○町１－１－１－４１２であり、電話番号は０３－１２３４－５６７８であった。  
　また、就業場所は、所有者□□□□については把握しておらず、債務者△△△△について把握している最終の就業場所は××株式会社の○○部（電話○○－○○○○－○○○○）であった。

２　令和○○年○○月○○日、当職が、上記自宅の電話番号（０３－１２３４－５６７８）に架電したところ、「この電話は現在使われておりません。」とのメッセージであった。  
　また、同月○○日午前１０時７分、当職が債務者△△△△の就業場所である××株式会社の○○部（電話○○－○○○○－○○○○）に架電し、債務者△△△△について聴取したところ、「同人は令和○○年１１月１日に契約が切れ、その後は関係がない。その後の同人の就業場所、所在についてはわからない。電話も通じないし、郵便物を出しても返事は来ず、住所地に行っても応答がない。」とのことであった。

３　令和○○年○○月○○日午後１時１０分～１時４０分、当職が債務者△△△△及び所有者□□□□の住所地である「○○○○マンション」（港区○○町１－１－１）に赴き、同マンションの管理人○○○○氏に面談したところ、「債務者△△△△も所有者□□□□もこのマンションの４１２号室に住んでいることは間違いない。しかし最近は、中にいても玄関のベルにはまったく応答しない。□□□□（所有者）は高齢で体の具合も悪く、家にいるだけで特に働いてはいないようである。△△△△（債務者）は、夜になるとどこかへ出かけるが、そう長い時間ではない。現在、どんな仕事をしているのかもわからない。」とのことであった。

４　以上のとおり、債務者△△△△及び所有者□□□□の就業場所は、調査したが判明しなかった。また、聴取の結果、両名は、住民票上の住所である港区○○１－１－１－４１２に居住していることが確認できた。

以　上